

飯能市特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜、花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に飯能市が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、飯能市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）は、別表に定めるものとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、農場ごとに設定された3年間を原則とする。ただし、最終年度は、2月末日までとし、期間途中で貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）の貸付期間は、農場ごとに設定された貸付期間の残期間とする。
- (2) 貸付けに係る区画面積及び入場料は、次のとおりとする。ただし、年度途中からの利用で残存期間6箇月未満の場合は、2分の1に減額することができる。

区 分	区 画 面 積	入場料（1区画当たり年額）
小久保農場	約25m ²	2,500円
阿須農場	約25m ²	2,500円
平松A農場	約50m ²	5,000円
平松B農場	約50m ²	5,000円

- (3) 借受者は、貸付けに係る決定の通知を受けたときから、10日以内に入場料を支払うものとする。

2 貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物の栽培をすること。
- (3) 草花又、野菜等の栽培以外の用途に使用すること。
- (4) 樹木を栽培すること。
- (5) 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、不法駐車等近隣の住民や他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 貸付農地を転貸すること。
- (7) 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入並びに耕土の搬出をすること。
- (8) その他農園の運営目的に反すること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、広報に掲載するほかチラシ、掲示等による一般公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、募集期間内に市民農園利用申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申込みをすることができる者は、飯能市内に住所を有する者とする。
- 3 第1項の申込みは、一世帯1名とする。

(選考の方法)

第7条 市長は、前条の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

- 2 市長は、申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定することとし、同時に補欠者及び当該補欠とすべき順序を決定するものとする。
- 3 市長は、前2項により借受者を決定した場合は、その旨を当該者に市民農園利用決定通知書(様式第2号)により通知する。

(貸付農地の管理・運営等)

第8条 市長は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

- 2 管理人は、次の業務を行う。
 - (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
 - (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(利用の解除)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用の解除をすることができる。

- (1) 借受者が利用の解除を申し出たとき。
 - (2) 第4条第1項第2号に規定する入場料を支払わないとき。
 - (3) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき。
 - (4) 貸付農地を耕作しないとき。
- 2 市長は、利用の解除を行ったときは、市民農園利用取消通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき、又は前条の規定による利用の解除を受けたときは、速やかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(入場料の不還付)

第11条 既に納めた入場料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなったとき。
- (2) 市長が相当な理由があると認めたとき。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この規程は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日（平成9年10月28日）から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月7日から施行する。

別表（第3条関係）

農園名	所在地	農地の面積 (㎡)	貸付主体が有する権利
小久保農場	飯能市小久保 54-1、54-11	2,448	賃借権
阿須農場	飯能市阿須 374-1、377-1 378-1、378-2 381-1	4,589	賃借権
平松 A農場	飯能市平松 658-1	1,918	賃借権
平松 B農場	飯能市平松 256、257、258	2,557	賃借権

様式第1号
(第6条関係)

市民農園利用申込書

年 月 日

(あて先) 飯能市長

申込者 住 所 〒357-
飯能市
フリカ`ナ
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
Email-address
世帯の状況
(氏名・続柄)

私は、飯能市特定農地貸付規程第6条の規定により、市民農園(農場)を
利用したいので、下記事項を遵守の上、申し込みます。

記

- 1 建物及び工作物を設置しないこと。
- 2 営利を目的として作物の栽培をしないこと。
- 3 作物は野菜・草花以外の樹木等は植えないこと。
- 4 隣接農地及び他の区画使用者に対し、迷惑をかけること。
- 5 不法駐車等、近隣の住民に迷惑をかけること。
- 6 区画内及び区画の周辺について責任を持って除草等の維持管理に努めること。
- 7 市民農園利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 8 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要な物以外の物の搬入並びに耕土の搬出をしないこと。
- 9 農具・水・種苗・肥料等必要なものは全て自己負担とすること。
- 10 利用する農場について、飯能市が農地所有者と賃貸契約を解除した際は、その時点で利用が終了することを承諾すること。
- 11 利用期間が満了したとき、又は利用取消しを受けたときは、当該農地を原状に復し返還すること。
- 12 区画割は抽選のため、区画の面積、形状について異議を述べないこと。

結 果	区画及び補欠番号	整理番号
当 ・ 落	農 場 No.	

様式第2号
(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

飯能市長

市民農園利用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった市民農園の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

農場名	区画番号	利用できる期間
		年 月 日から 年 月 日まで

遵守事項

- 1 建物及び工作物を設置しないこと。
- 2 営利を目的として作物の栽培をしないこと。
- 3 作物は野菜・草花以外の樹木等は植えないこと。
- 4 隣接農地及び他の区画使用者に対し、迷惑をかけること。
- 5 不法駐車等、近隣の住民に迷惑をかけること。
- 6 区画内及び区画の周辺について責任を持って除草等の維持管理に努めること。
- 7 市民農園利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 8 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要なもの搬入並びに耕土の搬出をしないこと。
- 9 農具・水・種苗・肥料等必要なものは全て自己負担とすること。
- 10 利用する農場について、飯能市が農地所有者と賃貸契約を解除した際は、その時点で利用が終了することを承諾すること。
- 11 利用期間が満了したとき、又は利用取消しを受けたときは、当該農地を原状に復し返還すること。
- 12 区画割は抽選のため、区画の面積、形状について異議を述べないこと。

様式第3号
(第9条関係)

第 年 月 日
号

様

飯能市長

市民農園利用取消通知書

飯能市特定農地貸付規程第9条第1項第 号の規定により、市民農園の利用を解除したので通知します。

記

農 場 名	区 画 番 号	利 用 終 了 日
		年 月 日